

感染症の登園基準一覧表

1. 治癒証明書が必要な感染症

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
風しん	発しんが消失していること
水ぼうそう	全ての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好となっていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物資製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111など)	医師により感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	

※治癒証明書の様式は当園の治癒証明書でも、各病院の治癒証明書でもどちらでも構いません。